

○国立大学法人新潟大学研究ライセンスポリシー

平成19年10月26日制定

国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）は、教育と研究の成果に基づいた知的財産を社会に還元することにより、地域社会との連携と共存を図り、その発展に貢献する。したがって、本学における知的財産の創造、保護、活用は、社会貢献の一つとしての本学の基本的役割である。

その一環として、本学は、知の創造拠点である大学等の役割や大学等における研究の自由度の確保の重要性を鑑み、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく本学の知的財産権を、他の大学等が非営利目的の研究において使用しようとする場合の基本的な考え方について、以下のとおり新潟大学研究ライセンスポリシーを定めることとした。

1. 研究ライセンスの供与

本学帰属の知的財産権について、他の大学等から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾（以下「研究ライセンス」という。）を求められた場合、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与するものとする。

2. 研究ライセンスの対価

研究ライセンスに対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする。

3. 研究ライセンスの遵守と管理

本学が、研究ライセンスの供与を受けた場合は、研究ライセンスの対象が非営利目的の研究であることを認識し、知的財産権を尊重する観点から、研究ライセンスにより研究を行う者が、研究ライセンスの範囲や条件等を遵守するようその管理に努めるものとする。